

令和8年度 第1回半田市地域福祉計画推進委員会 次第

日時 令和8年6月2日（火）  
10時30分～12時00分  
場所 半田市役所 303・304 会議室

1 はじめに

- (1) 委嘱状伝達
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長選出

2 議事

- (1) 第3次半田市地域福祉計画について

- (2) 第3次半田市地域福祉計画の推進体制について

- (3) 第3次半田市地域福祉計画の中間見直しに向けた取り組みについて

3 その他

## 令和 8 年度 第 3 次半田市地域福祉計画推進委員会名簿

| NO | 氏名                  | 所属               | 備考        |
|----|---------------------|------------------|-----------|
| 1  | ハラダ マサキ<br>原田 正樹    | 日本福祉大学           | 学識経験者     |
| 2  | セキ コウタロウ<br>関 鋼太郎   | 半田市民生児童委員協議会     | 民生児童委員関係  |
| 3  | フジエダ ミツル<br>藤條 充    | 半田保護区保護司会        | 保護司関係     |
| 4  | イマイ トモノ<br>今井 友乃    | 知多地域権利擁護支援センター   | 権利擁護関係    |
| 5  | ウカイ カズマサ<br>鵜飼 数正   | ちた地域若者サポートステーション | 若者支援関係    |
| 6  | モリカワ タケヒコ<br>森川 武彦  | 社会福祉法人椎の木福祉会     | 高齢者支援関係   |
| 7  | タテシ ヨシキ<br>立石 佳輝    | 社会福祉法人ダブルエッチジェー  | 障がい者支援関係  |
| 8  | サカキバラ チエミ<br>榊原 千恵美 | 社会福祉法人太陽         | 子ども・子育て関係 |
| 9  | トリタ カネヨ<br>部田 かね代   | 特定非営利活動法人ひだまり    | NPO法人     |
| 10 | シバタ マサト<br>柴田 将人    | 弁護士法人リブレ         | 弁護士       |
| 11 | ヤマダ シンゴ<br>山田 伸吾    | サンユーホーム株式会社      | 居住支援関係    |
| 12 | タクバ ヒデキ<br>田窪 英樹    | 地域福祉実践者          | 生活困窮関係    |
| 13 | サカキバラ<br>榊原 かおる     | 地域福祉実践者          | ボランティア    |

## 【市（半田市社会福祉協議会含む）出席者】

| NO | 氏名                    | 所属              | 備考  |
|----|-----------------------|-----------------|-----|
| 1  | コバヤシ トオル<br>小林 徹      | 福祉部長            |     |
| 2  | マセ ツネユキ<br>間瀬 恒幸      | こども未来部長         |     |
| 3  | オノダ ヤスシ<br>小野田 靖      | 半田市社会福祉協議会事務局長  |     |
| 4  | カトウ メグミ<br>加藤 恵       | 半田市社会福祉協議会事務局次長 |     |
| 5  | モリシタ タカヒト<br>森下 貴仁    | 生活援護課長          |     |
| 6  | キムラ チエコ<br>木村 智恵子     | 高齢介護課長          |     |
| 7  | オオタ アツシ<br>太田 敦之      | 健康課長            |     |
| 8  | モリモト ソウイチロウ<br>森本 総一郎 | こども育成課長         |     |
| 9  | マセ サヨコ<br>間瀬 小夜子      | 子育て相談課長         |     |
| 10 | タカハシ ナオト<br>高橋 直登     | 学校教育課指導主事       |     |
| 11 | ヤマモト イサオ<br>山本 勇夫     | 地域福祉課長          | 事務局 |
| 12 | アカサカ ヒデトシ<br>赤坂 英寿    | 地域福祉課地域福祉担当     | //  |
| 13 | フカガワ ヨシユキ<br>深川 芳行    | 地域福祉課地域福祉担当     | //  |
| 14 | カワグチ ヒトミ<br>川口 一美     | 地域福祉課地域福祉担当     | //  |
| 15 | カトウ ユカ<br>加藤 裕加       | 地域福祉課地域福祉担当     | //  |

## 半田市地域福祉計画推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した半田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、半田市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験者
- (3) 医療・保健・福祉関係者
- (4) 社会福祉関係団体代表者
- (5) 市民活動団体代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、15名以内とする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

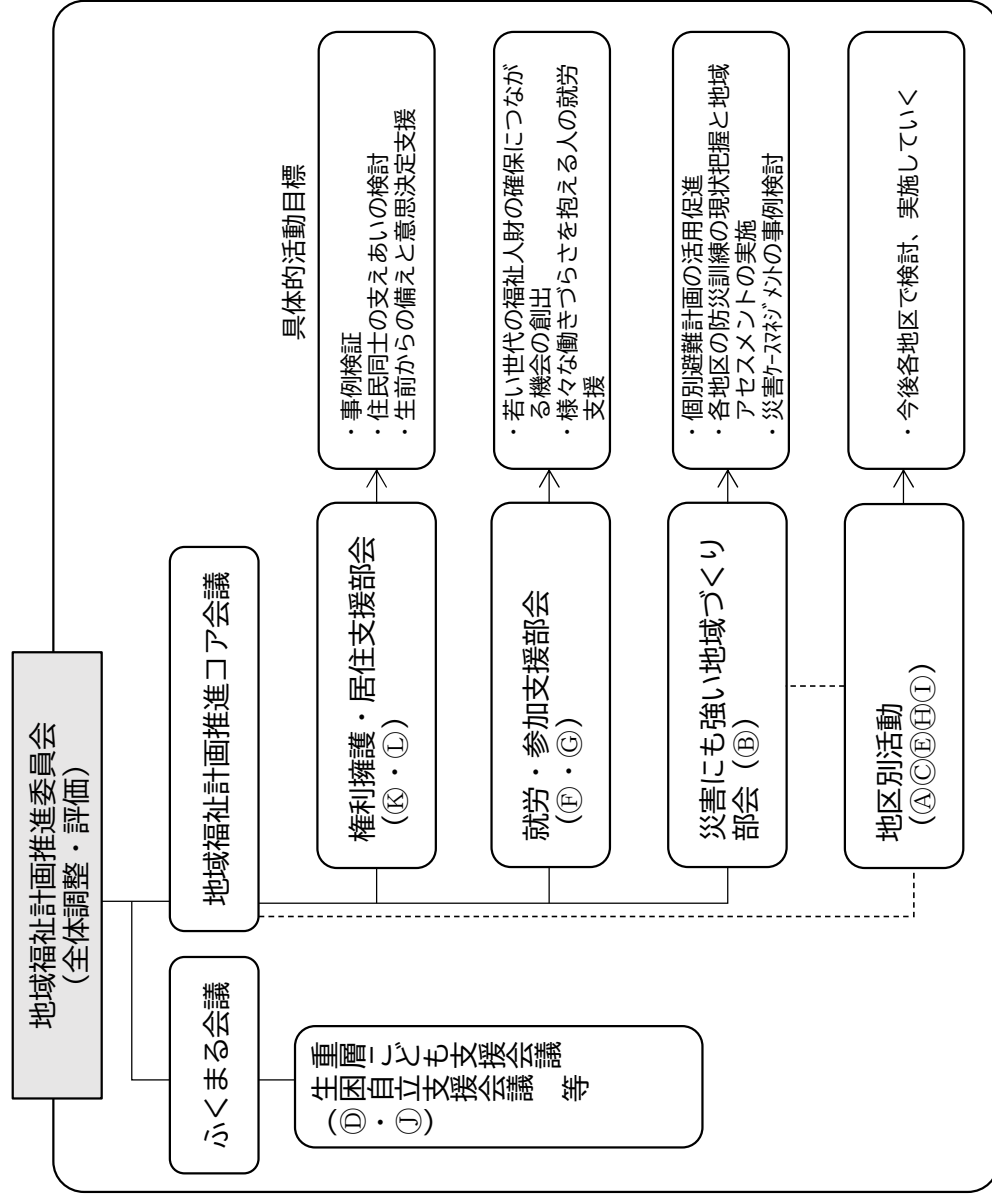
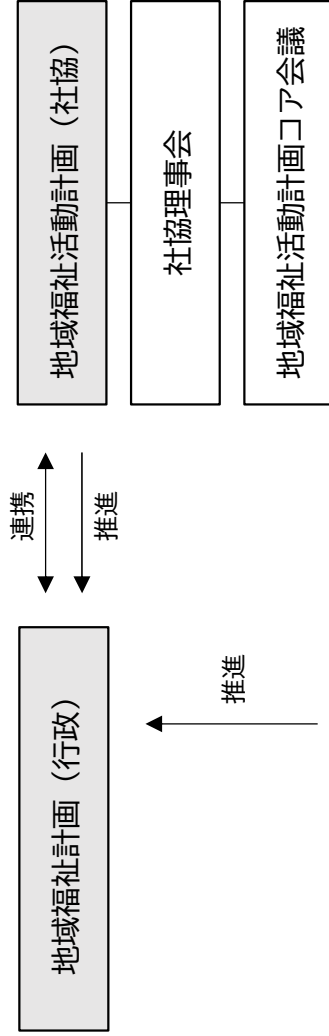
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

# 第3次半田市地域福祉推進計画 推進体制



## 大目標「はんだ版包括的支援体制の確立」

- <基本目標1. 地域づくりの推進>
  - ◆推進施策A. 地域活動への参加のしくみ
  - ◆推進施策B. 災害時、緊急時にささえあうしくみ
  - ◆推進施策C. 地域づくりの基盤強化・連携
  - ◆推進施策D. 他分野との協働
- <基本目標2. 参加の機会の創出>
  - ◆推進施策E. 住民に身近なところの参加支援
  - ◆推進施策F. 福祉人材の獲得・育成
  - ◆推進施策G. 就労につながる人材の育成
- <基本目標3. 相談支援の充実>
  - ◆推進施策H. 地域住民の気づきの目と支援機関につなげる行動の醸成
  - ◆推進施策I. ふくし相談窓口
  - ◆推進施策J. 複合的な課題を抱える市民を支援する体制の拡充
  - ◆推進施策K. 多死社会における身元保証、住まい、死後の支援
  - ◆推進施策L. 意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ

「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現

## 権利擁護・居住支援検討部会

### ■該当する主な推進施策

K. 多死社会における身元保証、住まい、死後の支援

L. 意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ

### ■方向性

社協で実際に関わった事例の検証を行いながら、住民同士の支え合いの在り方、生前からの備え（ACP・意思表示・死後事務等）について検討を行い、今後の地域支援体制の方向性を整理し頼れる身寄りのいない高齢者等の支援を検討する。

### ■具体的な取り組み

| NO | 事業             | 内容                                                                                                                                                       |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 事例検証           | <ul style="list-style-type: none"> <li>半田市社会福祉協議会で関わった事例を振り返り、課題や支援上の論点を整理する。</li> </ul>                                                                 |
| 2  | 住民同士の支え合いの検討   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャー等の「シャドーワーク」から見えてきた課題の確認。</li> <li>専門職だけでは支えきれない生活課題の整理</li> <li>住民同士が支え合える仕組みづくりの可能性について検討。</li> </ul>     |
| 3  | 生前からの備えと意思決定支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>半田市版「医療・ケアについての私の事前指示書」（ACP）の活用、運用。</li> <li>財産整理、遺言、死後事務、火葬・納骨・墓の問題、緊急連絡先、身元保証等、生前に考えておくべき事項について整理する。</li> </ul> |
| 4  | 地域福祉活動計画の内容の協議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度に策定する地域福祉活動計画の内容を協議する。</li> </ul>                                                                            |

## 就労参加・支援部会

### ■該当する主な推進施策

F. 福祉人材の獲得・育成

G. 就労につながる人材の育成

### ■方向性

「福祉人材の確保」と「働きづらさのある方の就労機会拡大」を柱に、関係機関・企業・教育機関の連携を強化する。実習・企業開拓・情報共有等を通じて、半田市で学ぶ／働く／参加する循環をつくり、地域のサービス基盤と雇用の受け皿を強化する。

### ■具体的な取り組み

| NO | 事業                     | 内容                                                                                                                                                                                                |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 若い世代の福祉人材の確保につながる機会の創出 | 半田市にたくさんの実習生が来てもらえるような仕組みづくり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実習の受け入れ先となる事業所を増やす（特に子ども関係）。</li><li>・ 実習前説明会の実施。</li><li>・ 他分野の学生の確保や福祉分野に関する PR。</li></ul>                                |
| 2  | 様々な働きづらさを抱える人の就労支援     | DE&I 就労推進プラットフォームの構築のための取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 就労先となる協力企業に関する情報等を収集し、企業開拓のための仕組みの検討。</li><li>・ 求人リストに想定される人数の把握や、リスト作成の際の統一様式等の検討。</li><li>・ 切り出せる業務の整理・情報共有。</li></ul> |
| 3  | 地域福祉活動計画の内容の協議         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和8年度に策定する地域福祉活動計画の内容を協議する。</li></ul>                                                                                                                     |

## 災害に強い地域づくり部会

### ■該当する主な推進施策

#### B. 災害時、緊急時にささえあうしくみ

### ■方向性

平時から地域・関係機関が連携し、災害時も生活と支援が途切れない体制を整備する。訓練・計画・情報共有を継続的に見直し、要配慮者を含む誰もが安全に避難できるような備えを進める。

### ■具体的な取り組み

| NO | 事業                        | 内容                                                                                                                                                                                |
|----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 個別避難計画の活用促進               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時個別避難計画を実効性のあるものにするため、民生委員と専門職が連携して訪問・確認を行う仕組みを検討する。</li><li>・ 要支援者本人や家族が地区防災訓練に参加しやすくなるよう、声かけ、同行、事前説明、合理的配慮などの手立てを整理する。</li></ul>      |
| 2  | 各地区の防災訓練の現状把握と地域アセスメントの実施 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 5つの中学校区または自治区単位で、防災訓練の実施状況、要配慮者の参加状況、福祉事業所との連携状況等を把握する。</li><li>・ 地区に対してアンケートや聞き取りを行い、分析結果をもとに地区ごとの課題と今後の取組方針を整理する。</li></ul>             |
| 3  | 災害ケースマネジメントの事例検討          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時に想定される生活再建・住まい・医療・介護・障がい・孤立等の複合課題について、実際または想定事例を用いた事例検討を行う。</li><li>・ 平時の相談支援と災害時支援をつなげ、専門職・社協・行政・地域関係者が災害ケースマネジメントの視点を共有する。</li></ul> |
| 4  | 地域福祉活動計画の内容の協議            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和8年度に策定する地域福祉活動計画の内容を協議する。</li></ul>                                                                                                     |